

令和 7 年度

無 料 低 額 宿 泊 所 自 主 点 検 表

(自主点検表作成日： 令和 年 月 日)

(設置) 経営者名	(代表者名)		
施 設 名			
施設長名			
所 在 地	〒		
T E L		F A X	
E -mail			
記 入 者	(職名)	(氏名)	

無料低額宿泊所自主点検表の記載について

1 記載上の留意点

- (1) 各項目について、施設運営の状況を内部点検したうえで、「点検結果」欄の「□はい・□いいえ」のいずれかの□にチェックマークを入れ、「点検のポイント」には必要に応じてその内容を記載してください。
なお、自主点検項目中「～しているか。また、～しているか。」のように、二つの設問に対して「□はい・□いいえ」欄が一つしかない項目は、二つの設問の要件をいずれも満たしている場合のみ「□はい」の方にチェックマークを入れ、いずれかが「いいえ」の場合は「□いいえ」の方にチェックマークを入れてください。
- (2) 記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の提出日現在で記入してください。
- (3) 記入欄が不足の場合は、適宜様式を追加してください。
- (4) 「点検のポイント」欄中、「⇒」部分は記入が必要な項目です。

2 この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

(文中の略称) (法令・通知の名称)

「基準」 ⇒ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年8月19日 厚生労働省令第34号）

「通知」 ⇒ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（令和元年9月10日 社援発0910第3号 厚生労働省社会・援護局長通知）

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	点検結果	根拠法令等	県記載欄
第1 入居者に対する適切なサービスの提供の確保	無料低額宿泊所におけるサービスの提供等については、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入居者の意思及び人格を尊重するよう配慮されているか。 事業所の都合により、入居者の生活を不当に制限していないか。			
1 入居者の処遇の充実	(1) 入居者への適切な食事の提供 ア 食事の量及び栄養は確保されているか。 イ 入居者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事が提供されるよう努めているか。 ※入居者がその内容を確認できるようあらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則とし、利用者から事前の申出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応が行われていること。 ウ 食事は適切な時間に提供しているか。 ⇒食事の時間 朝食： 有 (時 分) ・ 無 昼食： 有 (時 分) ・ 無 夕食： 有 (時 分) ・ 無 (2) 入浴の機会の適切な提供 ア 入浴の機会は原則1日1回提供されているか。 ※入居者の意向等も踏まえたうえで、シャワーのみの対応とする日を設けて差し支えないこと。なお、やむを得ない事情(入浴に際して介助等の支援が必要な場合等)があるときは、あらかじめ当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより1週間に3回以上とすることができること。 ⇒ 1週間の入浴可能日： 日(うちシャワーのみ 日) イ 入浴可能な時間帯や入浴時間は適切に確保されているか。 ⇒ 入浴可能時間帯： 時 ～ 時 (3) 入居者について、他の保健医療福祉サービスの活用が必要な場合には、適切にサービスが利用されるよう、当該サービスを提供する事業所等との連携に努めているか。 (4) 心身の状況等から無料低額宿泊所での生活が困難となったと認められる入居者に対しては、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めているか。	☐ はい ・ ☐ いいえ 基準第18条 ☐ はい ・ ☐ いいえ 基準第18条 通知第4・5(1) ☐ はい ・ ☐ いいえ 基準第18条 ☐ はい ・ ☐ いいえ 基準第19条 通知第4・5(2) ☐ はい ・ ☐ いいえ 基準第19条 ☐ はい ・ ☐ いいえ 基準第3条第5項 通知第1・2(3) ☐ はい ・ ☐ いいえ 基準第15条第2項		

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	点検結果	根拠法令等	県記載欄
	(5) 入居者のプライバシーの確保に配慮された運営がされているか。 (6) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (留意事項) ・苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、苦情の対応の手順等苦情に対応するために講ずる措置の概要を明確にし、入居者へサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設内に掲示すること。 ・苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容を記録し5年間保存しなければならないこと。 ・運営適正化委員会が行う社会福祉法第85条第1項の規定による調査に協力していること。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第17条第3項 通知第4・4(3) 基準第30条第1 項、第2項、第5項 通知第4・14(1)(2)	
2 入居者の生活環境等の確保	(1) 入居者の居室及び共用室などの共用設備について、日照、採光、換気及び防災について十分考慮されたものであるか。 (2) 居室の面積、設備の構造は基準に適合したものとなっているか。 ・1居室1世帯となっていること。(入居者がその者を生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要を認められる場合を除く) ・居室の床面積は1人当たり7.43㎡以上確保されていること。 ⇒居室床面積： 最大 ㎡、最小 ㎡ ⇒居室の天井高： m ※天井高が2.1㎡未満の場合は居室床面積としては算定できない。 ・居室を地階に設けていないこと。 ・居室の扉は、堅固なもので、居室ごとに設けられていること。 ・居室の出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けられていること。 ・各居室の間仕切壁は、堅固なもので、天井まで達していること。 ※簡易なパネル、ベニヤ板等で室内を仕切っただけのものは認められない。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第4条 通知第1・3 基準第12条第6項 第1号イ～ヘ 通知第2・2(2)ア～エ	

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	点検結果	根拠法令等	県記載欄
	(3) 炊事設備、洗面所、浴室、便所、洗濯場の設備は適切に設けられているか。 ※同一敷地内の他の施設の設備を利用することができ、サービス提供に支障がないときは設備の一部を設けないことができる。 (留意事項) ・炊事場は食器、食品等を清潔に保管できる設備並びに防虫及び防鼠の設備設けていること。 また、火気を使用する部分について不燃材料を用いていること。 ・洗面所は入居定員に適した広さや数となっていること。 ・便所は入居定員に適したものになっていること。 ・浴室は入居定員に適した広さや数となっていること。また浴槽が設置されていること。 ・洗濯室又は洗濯場は入居定員に適したものとなっていること。 (4) 共用室、相談室、食堂等、入居者に対するサービス提供において必要な設備は適切に設けられているか。 ⇒共用室（有・無）、相談室（有・無）、食堂（有・無）、その他（ ） (5) 設備、食器等、飲用水について、衛生的に管理されているか (6) 感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 (7) 喫煙は、喫煙場所及び喫煙可能時間等の設定や必要な換気を行う等受動喫煙の防止に努めているか。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第12条第4項 通知第2・2(1)ア 基準第12条第5項 通知第2・2(1)イ 基準第25条第1項 基準第25条第2項 通知第4・9 通知第4・4(2)	
3 自立に向けた支援	(1) 入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握に努めているか。また、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対しては、円滑な退居に向けて必要な援助がおこなわれているか。 (2) 入居者に対して、原則として1日1回、心身の状況変化や生活上の問題の把握など安定して生活を送る観点からの状況の把握を行っているか。 (3) 入居にかかる契約期間終了前には、入居者の意向を確認するとともに、継続利用の必要性について、福祉事務所等の関係機関と協議されているか。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第3条第1項、3項、4項 通知第1・2(1)(2) 基準第20条 通知第4・6 基準第14条第3項 通知第4・1(3)	

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	点検結果	根拠法令等	県記載欄
4 適切な契約に基づいたサービス提供の実施	(1) 入居申込者には、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明されているか。 ※入居申込者からの申し出により重要事項を記した文書の交付に代えて電磁的方法による場合は、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得ていること。 (2) サービスの利用に際して、入居者との契約が適切に行われているか。 ア 居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しているか。※区分されていれば契約書自体が1つであっても差し支えない。 イ 居室の利用に関する契約期間は1年以内とされているか。 ウ 解約に関する規定が設けられているか。 ※事業者からの解約については、解約事由は入居者に重大な義務違反があった場合等に限定することや、違反行為の是正について必要な催告期間を設ける等入居者の権利の保護に十分に配慮したものとすること。 エ 解約に際して、入居者の権利を不当に狭めるような条件が定められていないか。 ※解約に伴う違約金の支払いを求める等の規定を設けることは認められない。 オ 契約に際して、保証人等を求めているか (3) 金銭の管理は、入居者本人が行うことを原則とし、施設が金銭管理を行う者については、金銭の適切な管理を行うことに支障がある者であって、金銭の管理を希望する者に限定されているか。 (4) 金銭管理を行う場合は、適切な手続等に沿って行われているか。 ア 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用しているか。 イ 日常生活を営むために必要な金額に限っているか。 ウ 金銭等の管理に係る契約を締結しているか。 エ 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告等について管理規程を定めているか。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第14条第1項 通知第4・1(1) 基準第14条第1項 通知第4・1(1) 基準第14条第2項 通知第4・1(2) 基準第14条第2項 通知第4・1(4) 基準第14条第4項 通知第4・1(5) 基準第14条第6項 基準第26条第1項 通知第4・10(1) 基準第26条第1項 第1号 基準第26条第1項 第2号 基準第26条第1項 第5号 基準第26条第1項 第9号	

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	点検結果	根拠法令等	県記載欄
	オ 金銭管理を行う体制、収支の記録、本人への報告、行政機関への報告等は適切に行われているか。 (留意事項) ・金銭等の出納を行う場合は、職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。 ・入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。 ・管理規程を定め、又は変更したときは、県に届け出ること。 ・当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭の管理等に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所のその旨の報告を行うこと。 カ 金銭管理契約を解除する場合等において金銭の返還は適切におこなわれているか。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第26条第1項 第6号、7号、10 号、11号 通知第4・10(5)	
第2 施設の適切な運営 の確保	社会福祉事業として、適切な運営を行うよう努めているか。			
1 適切な運営規程の整備 及び運営体制の確保	(1) 施設の定員は遵守されているか。 ⇒施設定員: 人 入居人員: 人 (年 月 日現在) (2) 事業運営についての運営規程 ア 運営規程には必要な規定が設けられているか。 ・ 施設の目的及び運営の方針 ・ 職員の職種、員数及び職務の内容 ・ 入居定員 ・ 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・ 施設の利用に当たっての留意事項 ・ 非常災害対策 ・ その他施設の運営に関する重要事項 イ 運営規程は公表されているか。 ※公表の方法はインターネットの利用により行うこととするほか、法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には請求に応じなければならないこと。 ウ 施設内に概要を掲示するなど入居者が確認できる措置を講じているか。 エ 運営規程を変更したときは知事に報告が行われているか。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第10条、第 24条 基準第7条第1項 通知第1・6 基準第27条第2項 通知第4・11 基準第14条第1 項、第27条第1項 基準第7条第2項	

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	点検結果	根拠法令等	県記載欄
	(3) サービス提供にあたる利用料の設定 ア 食事の提供に要する費用、居室利用料、共益費、光熱水費、日用品費、基本サービス費、入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用以外の名目で利用料を設定していないか。 イ 各利用料の金額の設定については、基準に掲げた事項に即して適切に設定されているか。 ① 食事の提供に要する費用：食材費及び調理を行う人件費、調理器具の購入や維持管理など調理等に関する費用に相当する金額を基礎として算定された額 ※事前の申出等により利用者が提供を求めない場合に対応できるよう1食当たりの単価を設定すること。 ② 居室使用料：当該無料低額宿泊所の整備や改修に要した費用、修繕費、管理事務を行う人件費、保険料、物件の家賃地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額 ※敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。 ③ 共益費：共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額 ④ 光熱水費：居室及び共用部分に係る光熱水費の実費に相当する金額を基礎として算定した額 ⑤ 日用品費：入居者本人が使用する日用品の購入費及び配送等の調達に相当する金額を基礎として算定した額 ⑥ 基本サービス費：入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等を行うために配置される職員の人件費及び当該業務に要する事務費等に要する費用を基にして算定した額 ⑦ 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用：日常生活上の支援に関するサービスにかかる人件費、事務費等（基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額から、日常生活支援住居施設として受領する委託費を除いている額（日常生活支援住居施設の認定要件を満たす無料低額宿泊所のみ） (4) 事業の運営等に関する記録は適切に整備されているか ア 職員の勤務状況や事業の実施状況などの事業運営に関する記録、入居者名簿や入居者台帳など入居者に関する記録、収支予算及び決算や出納記録など会計処理に関する記録は整備されているか。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第16条第1項 基準第16条第2項第1号 通知第4・3(2) 基準第16条第2項第2号 通知第4・3(2) 基準第16条第2項第3号 基準第16条第2項第4号 基準第16条第2項第5号 基準第16条第2項第6号 基準第16条第2項第7号 基準第9条第1項 通知第1・8(1)	

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	点検結果	根拠法令等	県記載欄
	イ 入居者に提供するサービス内容にかかる記録、苦情の内容、事故の状況やその処置についての記録を整備し、完結から5年間保存されているか。 ウ 貸借対照表、損益計算書等の収支の状況について公表しているか。 ※公表は毎会計年度終了後三月以内に行うこと。 (5) 事故が発生した場合には、県等への報告など適切な対処が行われているか。また、損害賠償すべき事故の発生に備えた対応が講じられているか。 ・事故等があった場合は、「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」(平成25年6月25日青健福第763号)に基づき県に報告すること。 ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し5年間保存しなければならないこと。 ・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っていること。 ※損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 (6) 事業内容について広告をする場合は、虚偽又は誇大な表示のものでないか。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第9条第2項 第30条第2項 基準第27条第2項 基準第31条第1項、第2項第3項 通知第4・15(2)(3) 基準第29条	
2 職員体制等の整備	(1) 施設長の適切な配置 ア 施設長には、基準の要件を満たす者が配置されているか。 (基準の要件) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 ※同等以上の能力を有する者:施設長資格認定講習会の課程を修了した者 イ 施設長は、主として当該無料低額宿泊所の職務に従事しているか。 (2) 職員(施設長を含む)は、入居者数や提供するサービスに応じて必要な者が配置されているか。 (3) 職員の勤務体制について、勤務表等により適切に管理されているか。また、労働関係各法が遵守されているか。 ※施設内に住込みで勤務を行う場合には、勤務実態に応じて断続的労働の許可を得ること。 (4) 職員による個人情報の漏洩等の防止に努めているか。 ※雇用契約や就業規則において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなどの措置を講じるべきものであること。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第6条第1項 通知第1・5 通知第3(2) 基準第13条第1項 通知第3(1) 通知第4・7 基準第28条第1項、第2項 通知第4・12	

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	点検結果	根拠法令等	県記載欄
3 防火防災対策	(1) 建物について、建築基準法、消防法の規定を遵守しているか。 ア 建築部局又は消防部局から指導等がされている場合には、指導等を踏まえて、改善が図られているか。 イ 消火器や自動火災報知設備など防火にかかる設備等の設置に努めているか。 (2) 非常災害対策について充実強化に努めているか。 ア 防火管理の取組や、避難先、災害発生時の対応など、非常災害に対する具体的計画を策定しているか。 イ 非常災害時の通報及び連絡体制を整備し、職員等に周知しているか。 ウ 非常災害対策を運営規程に記載した上で、入居者に説明等を行っているか。 エ 非常災害対策の対応のため、年1回以上(※)、定期的に消火、通報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練が行われているか。 ※ 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第10項の規定が適用されるものについては、消火訓練及び避難訓練を年2回以上 ⇒消火訓練・避難訓練等の実施年月日(直近):令和 年 月 日	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ はい ・ ☐ いいえ	基準第12条第1項、第2項 基準第12条第3項 基準第8条第1項 基準第8条第1項 基準第7条第1項 基準第8条第2項 通知第1・7(4)	